

○地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾等に関する事務取扱 及び同事務取扱の運用についての制定について

建設業を取り巻く現下の厳しい状況を踏まえ、資金調達の円滑化を図ること等を目的に「地域建設業経営強化融資制度」が国において創設されたことから、建設企業がこの融資制度を活用して資金調達を行う場合に限って、工事請負代金債権の譲渡を認めることとしました。

このため、工事請負代金債権を譲渡し、融資を受ける場合の承諾等の事務手続きが円滑適正に行われるよう標記の「事務取扱」及び「事務取扱の運用について」を定めましたので、当該融資制度を活用する場合の参考にされたくお知らせいたします。

- (1) 地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾等に関する事務取扱について（骨子）
- (2) 地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾等に関する事務取扱
- (3) 地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾等に関する事務取扱の運用について
- (4) 地域建設業経営強化融資制度（スキーム図）
- (5) 地域建設業経営強化融資制度の具体的なイメージ
- (6) 様式集

地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡の承諾等に関する事務取扱い(骨子)

1. 対象となる建設企業

公共工事を元請として受注・施工している中小・中堅建設企業

※中小・中堅企業とは、

原則として、資本金の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の企業をいう。

2. 対象となる工事

1. 市発注工事で請負金額が300万円以上の前払金を受けた工事

2. ただし、次の工事を除く。

(1) 受託工事等特定の歳入財源を前提とした工事

(2) 複数年度に亘る工事で当該年度に工事が完了が見込まれない工事

※債務負担行為、繰越明許費などの工事

(3) 役務的保証を必要とする工事

(4) 低入札価格調査の対象となった者と契約した工事

(5) その他、施工能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適當な特別の理由がある工事

3. 譲渡債権の範囲

出来形部分に相応する工事請負代金から、前払金、中間前払金、部分払金、その他の請求権を控除した金額

※契約が解除された場合は、その他の請求権として違約金が該当する。

4. 債権譲渡先

1. 事業協同組合(事業協同組合連合会等を含む。)

2. (一財)建設業振興基金が適當と認める民間事業者

※北保証サービス(株)、(株)建設経営サービス、(株)建設総合サービスの3社

5. 手続の流れ

1. 公共工事の受注者は、発注者に対し債権譲渡承諾を依頼

↓
・承諾依頼書を提出

2. 発注者が債権譲渡を承諾

↓
・承諾書を交付 ※不承諾の場合は、不承諾通知を送付する。

請負者、譲渡先、保証事業会社との間での手続になる。

3. 受注者は、事業協同組合等又は一定の民間事業者に債権を譲渡
↓
4. 譲渡先は、工事請負代金債権を担保に受注者に対し、工事の出来高の範囲で資金を融資
※融資資金は金融機関から調達。建設業振興基金は当該融資に対し債務保証を実施
↓
5. 保証事業会社の保証により、出来高を超える部分も含め金融機関から受注者に融資を実施
↓
6. 工事完成後は、発注者から支払われた工事請負代金から融資額を精算の上、受注者に残余を返還
※融資額(譲渡先からの転貸融資額及び保証事業会社の保証に係る融資額)

6. 債権譲渡を承諾する時点

当該工事の出来高が、2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

7. 下請保護方策

受注者は、融資時に債権譲渡先に下請負人への支払状況及び支払計画書を提出し、確認を受ける。

8. 施行期限

令和8年3月31日まで効力を有する。

9. その他

1. 承諾申請書類、代金請求書類の様式を制定
2. 発注者の承諾を得ること。
3. 担保する範囲は、当該工事に係る貸付金、保証事業会社の求償債権であること。
4. 承諾までの期間を7日以内とすること(土・日・祝日は含めない。)
5. 担保価値の査定は、譲渡先(事業協同組合等)が行うこと。
6. 債権譲渡を申請したことにより、入札契約手続等において不利な扱いをしないこと。 など

◆この制度や融資等に関する問合せ先◆

(一社)栃木県建設業協会	TEL 028-639-2611
東日本建設保証(株)栃木支店	TEL 028-639-2388
(株)建設経営サービス	TEL 03-3545-8534
那須塩原市契約検査課	TEL 0287-62-7114

地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾等に関する事務取扱いについて

平成21年12月1日

那須塩原市

1 趣旨

この事務取扱いは、那須塩原市（以下「甲」という。）が発注する建設工事を直接請負者が工事請負代金債権を担保として、地域建設業経営強化融資制度について（平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建整第154号）を活用する場合の那須塩原市建設工事請負契約書（以下「工事請負契約書」という。）第5条第1項ただし書の規定に基づく工事請負代金債権の譲渡（以下「債権譲渡」という。）の承諾等の事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 債権を譲渡できる者

当該融資制度における債権を譲渡できる者は、甲が発注した工事を受注し、施工している中小・中堅元請建設業者（原則として、資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時雇用する従業員の数が1500人以下の建設業者とする。以下7を除き「乙」という。）とする。

3 対象工事

債権譲渡の承諾対象は、甲が発注する建設工事で請負金額が300万円以上の工事とし、工事請負契約書第34条第1項の前払金を受けた工事とする。ただし、次に掲げる工事を除く。

- (1) 受託工事等の特定歳入財源を前提とした工事
- (2) 債務負担行為及び歳出予算の繰越し等工期が複数年度に亘る工事であって、当該年度内に工事が完成しない工事
- (3) 甲が役務的保証を必要とする工事
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（第167条の13において準用する場合を含む。）の規定による低入札価格調査の対象となった者と契約した工事
- (5) その他、甲が受注者の施工能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適当な事由があると認める工事

4 譲渡債権の範囲

譲渡される工事請負代金債権の額は、当該請負工事が完成した場合においては、当該

工事請負契約書に定められた検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から既に支払をした前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する甲の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、当該工事請負契約が解除された場合においては、当該工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から既に支払をした前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の甲の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、債権譲渡先と乙の間の債権譲渡契約において、請負代金額に増減が生じた場合には乙が債権譲渡先に変更後の工事請負契約書の写しを提出して通知しなければならない。

5 承諾権限

乙が債権譲渡を行うに当たっては、工事請負契約書第5条第1項ただし書に規定する甲の承諾を得るものとする。

6 承諾する時点

当該工事の出来高（債務負担行為及び歳出予算の繰越し等工期が複数年度に亘る工事にあつては、最終年度の工事に係る出来高）が、2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

なお、当該出来高の確認は、工事履行報告書（様式第1号）の受領をもって足りるものとする。

7 債権譲渡先

工事請負代金債権の譲渡先は、事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であつて、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債券発行に関する指示を含む。）を行う者とする。

8 支払計画等の提出

乙は、債権譲渡先から融資を受ける際に、融資申請時までの当該工事に関する下請負

人等への代金の支払状況及び本制度に基づく融資に係る借入金の当該工事に関する下請負人等への支払計画を債権譲渡先に提出し、債権譲渡先の確認を受けるものとする。

9 譲渡債権が担保する範囲

本制度に係る譲渡債権は、債権譲渡先の乙に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して乙に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、債権譲渡先又は保証事業会社が乙に対して有するそれ以外の債権を担保するものではない。

10 債権譲渡承諾の申請

乙は、債権譲渡の承諾申請を行う場合は、甲に次の書類を提出するものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書（様式第2号） 3通
- (2) 乙と債権譲渡先の調印済の債権譲渡契約証書の写し 1通
- (3) 工事履行報告書（様式第1号） 1通
- (4) 発行日から3箇月以内の乙及び債権譲渡先の印鑑証明書 各1通
- (5) 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡について、保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人の承諾書 1通

11 債権譲渡の承諾

- (1) 甲は、債権譲渡承諾申請書類等の提出があったときは、3及び6の要件を確認のうえ、適当であると認めた場合は、承諾書の確定日付印欄に確定日付を、承諾番号欄に年度ごとの番号を記載し、乙に2通を交付するものとする。
- (2) 甲は、債権譲渡の承諾を行った場合は、債権譲渡整理簿（様式第5号）により債権譲渡の申請及び承諾状況を管理するものとする。
- (3) 債権譲渡承諾書の交付は、乙から債権譲渡の承諾の申請書類を受理した日から7日（那須塩原市の休日を定める条例（平成17年那須塩原市条例第2号）に規定する休日を除く。以下「交付期限」という。）以内に行うものとする。
- (4) やむを得ない事情で交付期限までに乙に対し債権譲渡承諾書を交付できない場合は、甲はその旨を速やかに乙に連絡するものとする。

12 債権譲渡の不承諾

甲は、申請に係る工事が対象工事に該当しない場合又は申請書類の確認により承諾を行うことが不相当と認められる場合には、承諾を行わないものとする。この場合において、甲は、承諾を行わない旨及びその理由を記載した債権譲渡不承諾通知書（様式第3

号)により乙に通知するものとする。

13 融資実行の報告

乙及び債権譲渡先は、甲による承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて甲に融資実行報告書(様式第6号)を提出するものとする。

14 工事請負代金の支払

(1) 債権譲渡を受けた者からの債権金額の請求は、甲の検査に合格し、引渡しを行った場合において請求できるものとする。なお、債権譲渡後は中間前払金及び部分払金を請求することはできないものとする。

(2) 工事請負代金請求にあたっては、次の書類を提出させるものとする。

ア 工事請負代金請求書(様式第7号) 1通

イ 甲の押印がされた債権譲渡承諾書の写し 1通

ウ 債権譲渡契約証書(様式第4号)の写し 1通

(3) 甲は、提出された請求書等の内容を確認のうえ、適当であると認めた場合はこれを受理し、所定の手続を経て、遅滞なく工事請負代金を支払うものとする。

15 その他

本制度に基づき債権譲渡の申請をしたことをもって、入札契約手続等で不利益な扱いをすることのないよう留意するものとする。

附 則

この事務取扱いは、平成21年12月1日から適用し、令和8年3月31日までの間に限り効力を有する。

地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾等に関する事務取扱い についての運用について

平成21年12月
那須塩原市

1. 趣旨

地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾等に関する事務取扱い（以下「債権譲渡事務取扱い」という。）についての運用に関し、必要な事項を定める。

2. 融資時の出来高確認

- (1) 融資時の担保価値の査定は、那須塩原市建設工事請負契約書（以下「工事請負契約書」という。）第5条第1項ただし書きに基づく工事請負代金債権の譲渡先が行うものとする。
- (2) 発注者（以下「甲」という。）は、当該査定に協力するものとする。

3. 債権譲渡の承諾の決裁処理手順等

- (1) 当該工事に係る債権譲渡に関する事務は、当該工事担当課とする。
- (2) 申請書類を受理した場合は、次の手順で速やかに承諾の手続きを行うものとする。
 - ① 当該工事担当課は、債権譲渡整理簿（様式第5号）により債権譲渡の申請及び承諾状況を管理すること。
 - ② 債権譲渡の承諾の可否について、起工伺い時の工事金額を基本に決裁規程に基づき決裁を受けること。
 - ③ 債権譲渡を承諾するときは、債権譲渡事務取扱い記11(1)の規定に基づく事務処理を行い、債権譲渡承諾書に公印を押捺し、債権譲渡承諾書2通を乙に交付すること。
 - ④ 承諾することが不相当であると認める場合は、債権譲渡不承諾通知書2通を乙に送付すること。
- (3) 承諾番号は、工事担当課の文書番号を用いるものとする。

4. 申請書類等の確認に際して留意すべき事項

- ① 債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡契約証書の写し
譲渡対象債権の金額が工事請負契約金額に基づき乙が請求できる債権金額と一致している等を確認すること。
- ② 工事履行報告書
工事進捗率が2分の1以上であることを確認すること。
- ③ 乙及び債権譲渡先の印鑑証明書

- イ 債権譲渡承諾依頼書等の印影を照合すること。
- ロ 乙及び債権譲渡先が複数の工事請負契約に係る債権譲渡の承諾依頼等を行う場合において、申請書類は、個々の工事ごとに提出させるものとする。ただし、申請書類の提出を受けた日から起算して3ヶ月以内に発行された印鑑証明書が既に受理した申請書類等受理担当課（同一の担当課の場合に限る。）に提出されているときは、当該証明書の提出を省略できるものとする。

5. 工事請負代金の振込先の変更

甲は、融資実行報告書を受理した場合は、速やかに振込先を債権譲渡先の指定口座に変更する手続きを行うものとする。

6. 工事請負代金の請求書類の確認に際して留意すべき事項

① 工事請負代金請求書

請求金額が譲渡債権の範囲並びに債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書において規定されている債権金額と一致していること等を確認すること。

② 債権譲渡承諾書の写し

4①の規定に留意すること。

③ 乙及び債権譲渡先の印鑑証明書

4③の規定に留意すること。

地域建設業経営強化融資制度

本制度利用の流れ



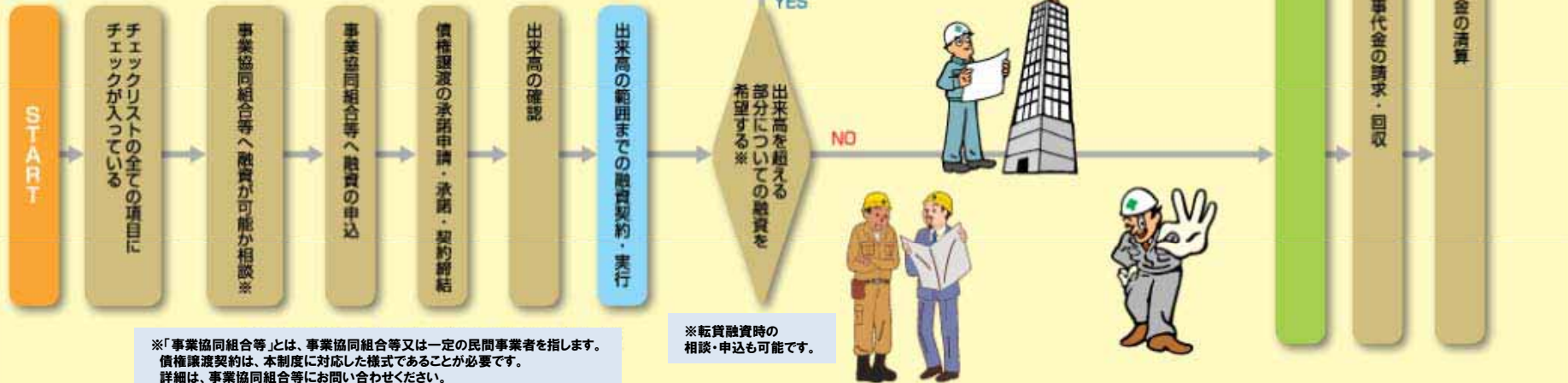
融資までの流れ

工事完成以後の流れ

この制度を利用したい方はまずチェック！

- | チェック欄 | チェック項目 |
|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | 資本金20億円以下又は従業員数1,500人以下の中小・中堅建設企業である |
| <input type="checkbox"/> | 対象となる工事が以下のいずれかである
・公共工事(国、地方公共団体等が発注する工事)
・病院、福祉施設、PFI等の公共性のある民間工事 |
| <input type="checkbox"/> | 対象となる工事の発注者が債権譲渡を承諾している |
| <input type="checkbox"/> | 低入札価格調査の対象となっていない |
| <input type="checkbox"/> | 対象となる工事の出来高が以下を満たしている
・公共工事の場合：2分の1以上
・公共性のある民間工事の場合：前払がなされた金額以上 |

注：本制度を利用するためにはこれ以外の条件を満たす必要が生じる場合もあります。

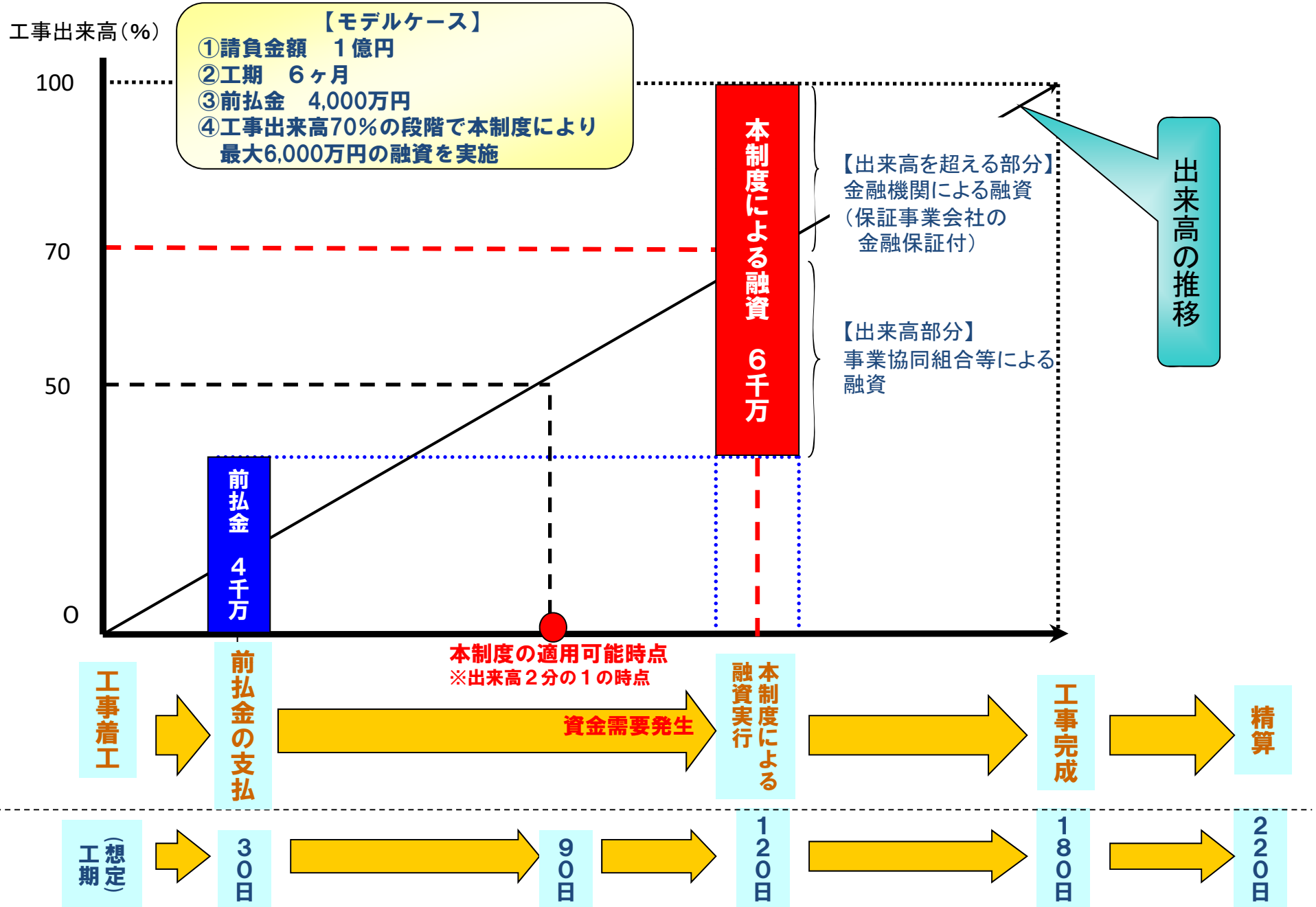


※金融機関は、保証事業会社と業務委託契約を締結している金融機関となります。詳しくは、保証事業会社の各支店にお問い合わせください。

※「事業協同組合等」とは、事業協同組合等又は一定の民間事業者を指します。債権譲渡契約は、本制度に対応した様式であることが必要です。詳細は、事業協同組合等にお問い合わせください。

※転貸融資時の相談・申込も可能です。

地域建設業経営強化融資制度の具体的なイメージ（公共工事の場合）



工 事 履 行 報 告 書

工事名	工事		
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日		
日 付	年 月 日 (月分)		
月 別	予定工程 () 内は工程変更後	実施工程	備考
年 4月		差 ()	
5月		差 ()	
6月		差 ()	
7月		差 ()	
8月		差 ()	
9月		差 ()	
10月		差 ()	
11月		差 ()	
12月		差 ()	
1月		差 ()	
2月		差 ()	
3月		差 ()	
(記事欄)			

- * 1. 工事進捗率が50%以上であることを確認すること。
2. 必要に応じて、適宜項目を加除して使用するものとする。

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

那須塩原市長 御中

請負者

(譲渡人) 住所
氏名

実印

(譲受人) 住所
氏名

実印

譲渡人（以下、甲という）と（以下、乙という）間で締結の平成
年 月 日付けの債権譲渡契約証書に基づき、甲は、甲が貴殿に対して有する下記の工
事請負代金債権を乙に譲渡することにつき、工事請負契約書第5条第1項ただし書に規定
する承諾を賜りますようご依頼申し上げます。

乙においては、「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官
会発第1254号、国地契発第33号、国総建発第196号、国総建整発第153号）に従い、本譲渡
債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余
剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、工事請負契約書に定められた瑕疵担保責任は当然のことながら甲に留保されるこ
とを申し添えます。

（工事請負契約締結時に中間前金払を選択した場合）

また、甲及び乙は工事請負契約書に定められた中間前金払は、貴殿によるご承諾以降は
請求しません。

（工事請負契約締結時に部分払を選択した場合）

また、甲及び乙は工事請負契約書に定められた部分払は、貴殿によるご承諾以降は請求
しません。

記

- 工 事 名
- 工事場所
- 工 期 自 年 月 日
至 年 月 日
- (1) 請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による
- (2) 前払金額 金 円
- (3) 中間前払金額
及び部分払金額 金 円
(4) 債権譲渡額 金 円 (年 月 日現在見込額)
ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

債権譲渡承諾書

年 月 日

[甲] 御中

[乙] 御中

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、工事請負契約書第5条第1項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって工事請負契約書に定められた甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

(工事請負契約締結時に中間前金払を選択した場合)

また、甲及び乙は工事請負契約書に定められた中間前金払は、本承諾以降は請求できないものとする。

(工事請負契約締結時に部分払を選択した場合)

また、甲及び乙は工事請負契約書に定められた部分払は、本承諾以降は請求できないものとする。

記

1. 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書4.

(1)及び(4)の金額は変更後の金額とする。

2. 甲及び乙は、本承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて発注者に別紙の融資実行報告書を提出すること。

3. 甲が、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、保証事業会社による金融保証を受けた場合は、公共工事金融保証証書の写しを速やかに発注者に提出すること。

4. 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、その他の債権を担保するものではないこと。

5. 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。

6. 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、乙が責任を持って行うこととし、発注者は関与しないこと。

那須塩原市長

印

確定日付印欄	承諾番号

様式第3号

債権譲渡不承諾通知書

文書番号

年 月 日

(甲) _____様

(乙) _____様

那須塩原市長

印

年 月 日付けで提出された下記工事に係る債権譲渡承諾依頼については、承諾
できませんのでこの旨通知します。

記

1. 工事名
2. 工事箇所
3. 契約日
4. 承諾しない理由

債権譲渡契約証書

(以下、甲という) と (以下、乙という) と
は、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

第 1 条 (譲渡債権)

甲と□□□□ (以下、丙という) との間で 年 月 日に締結した工事請負契約 (以下、単に本件工事請負契約という) に基づき、甲が丙に対して、現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権 (以下、譲渡債権という) を、
年 月 日、丙の承諾を得て、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 契約日 年 月 日
- (4) 工期 年 月 日から 年 月 日まで
- (5) 請負代金額 金 円
- (6) 既受領金額 金 円
- (7) 債権譲渡額 ((5) - (6)) 金 円 (年 月 日現在見込額)

ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書第31条第2項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書第50条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

- 2 前項(5)及び(7)の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。
- 3 前項のほか、本件工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

第 2 条 (担保責任)

甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するにあたって異議を留めた事項以外には、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

第 3 条 (禁止事項)

甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

第 4 条 (被担保債権)

債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約（本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて乙が甲に対して取得する債権（以下、乙の貸金債権という）を担保するため、並びに「公共工事の前払金保証事業に関する法律」に基づき国土交通大臣の登録を受けて前払金保証事業を営む会社（以下、保証事業会社という）が甲より委託を受け締結する公共工事金融保証契約（以下、金融保証契約という）に基づいて保証事業会社が、甲に対して有する求償債権（以下、保証事業会社の債権という）を担保するためになされるものであって、その他の債権を担保するものではない。

第5条（被担保債権の優劣）

被担保債権の中に乙の貸金債権と保証事業会社の債権とがあるときには乙の貸金債権が優先し、保証事業会社は、乙の貸金債権の弁済に充当した残額（以下、残余金という）について、乙より支払を受けることができる。

第6条（譲渡債権の請求）

譲渡債権の請求及び受領は乙がこれを行い、保証事業会社は丙に対して直接支払を求めることができない。

2 残余金の請求及び受領は、原則として、保証事業会社がこれを行い、甲は乙に対して直接支払を求めることができない。

第7条（弁済の充当等）

乙が前条第1項により受領した金銭について、乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払は、以下のとおり行う。

2 甲が、丙との本件工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、残余金を直ちに保証事業会社に支払う。

3 保証事業会社は、残余金から、保証事業会社の債権への弁済の充当を行った後、なお残額があるときは、甲にその残額を引渡すものとする。甲の要請を受け金融保証契約にかかる借入金（利息及び損害金を含む）をその弁済期到来の以前において金融機関に償還した後、なお残額があるときも同様とする。

4 甲が、金融保証契約にかかる借入金（利息及び損害金を含む）を金融機関に全部弁済し、保証事業会社の債権が現に生じないことが確定した場合は、前条第2項にかかわらず、甲、乙及び保証事業会社で協議のうえ、乙は残余金を甲に支払うことができる。

5 第2項から第4項までに規定する弁済の充当等に要する費用は甲の負担とする。

6 乙は、甲に以下の事由が生じた場合は、丙から受領した金銭については、直ちに貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払を行う。この場合、保証事業会社に支払をするときは、乙は甲に対して事前に通知するものとする。

(1) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合

(2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

(3) 本件工事請負契約が解除された場合

(4) その他甲が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合

7 弁済期が到来していない債権があるとき、乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払を行う限度において、甲は期限の利益を失う。

8 乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社へ支払をしたときは、乙は甲に通知する。

第8条（協力義務）

乙が、譲渡債権の保全若しくは行使又は保証事業会社への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に協力するものとする。なお、この場合必要となる費用については甲の負担とする。

第9条（受益の意思表示）

保証事業会社は、乙に対して、本契約の各条項を承認したうえで、 年 月 日までに、甲と連署した書面により、保証事業会社の債権を被担保債権とする第4条の担保権の権利の利益を享受する旨の意思表示をすることができる。

2 保証事業会社が前項の意思表示を行った場合、甲及び乙は、その権利を損なう行為をすることができない。

第10条（説明請求）

保証事業会社は、乙に対して、譲渡債権及び被担保債権の概要の説明を求めることができる。

第11条（合意解除の禁止）

甲と乙とは、保証事業会社が第9条に定める受益の意思表示をした後は、その同意がなければ本契約を解除することができない。

第12条（合意管轄）

本契約に関して争いを生じたときには、乙又は保証事業会社の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書二通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印のうえ、各々一通を所持する。

年 月 日

債権譲渡人(甲) 住 所
商 号
代表者名 実印

債権譲受人(乙) 住 所
名 称
代表者名 実印

融資実行報告書

年 月 日

那須塩原市長 御中

(甲) 譲渡人 住 所
(借入人) 商 号
代表者名 実印

(乙) 譲受人 住 所
(貸付人) 名 称
氏 名 実印

甲が貴殿に対して有する下記債権の譲渡につき 年 月 日付けでご承諾いただきましたが、甲乙間において当該譲渡債権を担保とする金銭消費貸借契約を 年 月 日付けで締結し、当該契約に基づき乙は甲に対して、金銭を貸し渡し、甲はこれを借り受けて受け取りましたので、甲乙連署のうえ報告します。下記工事請負代金につきまして、今後は乙の下記振込口座にお振込下さい。

なお、本件融資に際し、甲は乙に当該工事における下請人等への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、乙はこれを確認しました。

記

[譲渡債権の表示]

1. 工 事 名
2. 工事場所
3. 工 期 自 年 月 日
至 年 月 日
4. (1) 請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による
- (2) 前 払 金 額 金 円
- (3) 中間前払金額
及び部分払金額 金 円
(4) 債権譲渡額 金 円 (年 月 日現在見込額)

ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

[承諾番号]

[振込口座]

1. 振込希望金融機関名
〇〇銀行▲▲本支店
2. 預金の種別、口座番号
××預金××××××××
3. 口座名義
(ふりがな)
××××

工事請負代金請求書

年 月 日

那須塩原市長 様

(債権譲受人) 住 所
名 称
代表者名

実印

年 月 日付け債権譲渡承諾書に係る工事請負代金債権について下記のとおり請求します。

記

一. 請求金額

金 _____ 円

ただし、〇〇工事の代金

(内訳)

(1) 請負代金額	¥ _____
(2) 前払金受領済額	¥ _____
(3) 中間前払金受領済額 及び部分払金受領済額	¥ _____
(4) 履行遅滞の場合における損害金等	¥ _____
(5) 今回請求金額	¥ _____

二. 承諾番号

三. 支払口座等

- 振込希望金融機関名
〇〇銀行▲▲本支店
- 預金の種別、口座番号
××預金××××××××
- 口座名義
(ふりがな)
××××
- 請求者の連絡先
住 所
電 話
ファックス

金銭消費貸借契約書

□□□□事業協同組合（以下、甲という）と○○○○株式会社（以下、乙という）とは、次のとおり、金銭消費貸借契約を締結した。

第 1 条（借入れ金額と条件）（例示）

甲は乙に対して、 年 月 日、金□□□□□千円を、以下の条件で貸し渡し、乙はこれを借受けて受け取った。

(1) 資金用途

(2) 借入金額

(3) 弁済期 年 月 日、期日一括返済

(4) 利率及び利息支払方法 利率は、年 %とし、利息の支払いは、借入日に、借入の翌日から返済期日に至るまでの分を前払とし、借入金額から天引きの方法で支払う。

第 2 条（繰上返済）

乙は、返済期日が到来する以前に、借入金額の全部または一部を返済することができる。

2. 前項の返済金額が、乙の債務の全部を消滅させるに足りないときには、甲は甲が適当と認める順序方法により充当することができる。

第 3 条（期限の利益の喪失）

乙について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、乙は甲から通知催告等がなくても甲に対する一切の債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済しなければならない。

(1) 支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。

(2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

(3) 仮差押、差押または滞納処分を受けたとき。

2. 次の各場合には、乙は、甲の請求によって甲に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済しなければならない。

(1) 乙が債務の一部でも履行を遅滞したとき。

(2) 乙が、第 5 条に定める担保の提供をしないとき、若しくは別に定めた債権譲渡契約に違反したとき。

(3) 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第 4 条（遅延損害金）

乙が期限の利益を喪失したときには、その時における元金及び利息の合計額に対して、期限の利益を喪失したときから支払済に至るまで、年□□□%の割合で遅延損害金を支払

う。

第5条（担保）

この契約に基づいて甲が乙に対して取得する債権の担保は、甲乙間で 年 月 日 付け別途締結済の債権譲渡契約に係る工事請負代金債権とする。

2. 甲がさらに担保を必要と判断して請求したときは、乙は、甲に対して、直ちに甲の承認する担保を差し入れる。

第6条（報告義務）

乙の住所や代表者の変更があった場合、乙の経営に関して重大な変化があった場合等においては、乙は甲に対して速やかに報告するものとする。甲が乙に対して、報告を求めた場合も同様とする。

第7条（合意管轄）

本契約に関して争いを生じたときには、甲の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書二通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印のうえ、各々一通を所持する。

年 月 日

貸主（甲）	住 所	××××	
	名 称	□□□□事業協同組合	
	代表者名	△△△△	実印

借主（乙）	住 所	××××	
	商 号	〇〇〇〇株式会社	
	代表者名	▲▲▲▲	実印

支払状況・支払計画書

年 月 日

御中

発注者名

工事名

契約金額

印

工事代金支払項目		全所要数量				支払済み			支払予定			支払先	
下請工種又は資材名		全所要金額				月日	金額		月旬	金額		(名称/所在地/電話)	
1下請代金	2資材代金							千円				千円	<名称>
					千円								<所在地>
					千円								<電話>
1	2				千円								<名称>
					千円								<所在地>
					千円								<電話>
1	2				千円								<名称>
					千円								<所在地>
					千円								<電話>
1	2				千円								<名称>
					千円								<所在地>
					千円								<電話>
合計又は次業繰越高													<電話>

該当する番号に○をつけてください。

(ご注意)
 ・支払予定欄の月旬は、以下の区分によりご記入ください。
 上旬:1~10日 中旬:11日~20日 下旬:21~月末

受益の意思表示

年 月 日

(乙)

〇〇〇建設業協同組合 御中

(甲) 住 所

名 称 〇〇〇〇保証株式会社

代表者名 □□支店長 □□ □□ 印

(丙) 住 所

商 号 □□□□□株式会社

代表者名 代表取締役 □□ □□ 印

〇〇〇〇保証株式会社（以下、甲という）は、〇〇〇建設業協同組合（以下、乙とい
う）と□□□□□株式会社（以下、丙という）との間で 年 月 日に締結された債権
譲渡契約（以下、債権譲渡契約という）について、同契約書の各条項を承認したうえで、同
契約書 9 条に規定する受益の意思表示をします。この場合、譲渡債権によって担保される
甲の丙に対する債権は、下記のとおりです。

記

1 被担保債権の表示

以下の金融保証契約に基づいて甲が丙に対して有する求償債権

発注者

工事名

請負代金額

円

保証金額

円（本日現在見込額）

保証期限

年 月 日（本日現在予定）

以 上

確定日付印欄